



12 幼児教育・保育サービスの充実



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。31年4月現在、区には区立保育所60所と私立保育所105所（うち分園5所）がある。

区は、さまざまな保育サービスに対応するために保育内容の充実や、待機児童の解消に向けた保育所の新設、定員の拡大に努めている。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。平成31年4月1日現在15所で実施している。また、23所で101日目から、13所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、89所（うち分園3所）で生まれた日を含めて58日目から、3所で101日目から、7所で6か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある児童を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。31年4月1日現在、区立保育所59所に169人、私立保育所49所に104人が在園している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

【延長保育実施状況】 31年4月1日現在

区分	区立	私立
(利用児童数)	(418人)	(922人)
朝 30分	20所	27所
朝 1時間	—	1所
夕方 30分	—	1所
夕方 1時間	10所	20所
夕方 1時間 30分	—	7所
夕方 2時間	20所	69所
夕方 2時間 30分	—	2所

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。30年度は、区立保育所30所で延べ9,397人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。30年度は、区立保育所7所、私立保育所6所で実施し、延べ116人（区立は79人、私立は37人）の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

18年4月から1所、10月から3所、27年4月から1所の区立保育所計5所で実施している。30年度は延べ2,169人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士や幼稚園教諭などの資格を持つ、練馬区認定の家庭的保育者（保育ママ）が、自宅の一部等を使って家庭的な雰囲気の中で保育をする事業である。対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、31年4月1日現在、58人の家庭的保育者が保育を行っている。

2 小規模保育事業

6～19人までの乳幼児を保育する民間の保育施設で、区の基準に基づく認可事業である。保育従事者の保育士有資格者割合が10割の施設は小規模保育事業A型、6割以上の施設は小規模保育事業B型、家庭的保育者が保育を行う施設は小規模保育事業C型に分類される。

31年4月1日現在、A型39所、B型8所、C型3所が開設されている。

3 事業所内保育事業

事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域枠としてその地域で保育が必要な児童も一緒に保育する事業である。

対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、31年4月1日現在、2所が開設されている。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の

保育を提供する事業である。障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けと、認可保育所等の入園が保留となっている児童を対象とした待機児童向けがある。

31年4月1日現在、10人が利用している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。31年4月1日現在、17所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

31年4月1日現在、保育員1人（児童定員3人）、認証保育所11所、区立保育所60所、私立保育所82所、小規模保育事業および事業所内保育事業で定員に欠員がある場合に保育を行う。30年度は106人、延べ2,224日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

私立保育所においては、31年4月1日現在29所で実施している。30年度は29所で延べ5,556人の利用があった。

区立保育所においては、2所で実施している。30年度は2所で延べ2,488人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

31年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。30年度は、延べ7,403人の利用があった。

●待機児童の解消を目指して

30年度は900人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、31年4月1日現在、待機児童は14人となった。今後、無償化による需要増の見込みも含め、令和2年4月までに新たな認可保育所を16所整備し、630人の定員枠を拡大するとともに、地域や年齢に応じた重点的な対策を総合的に実施する。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年4月1日現在

年次	保育所数（所）			児童定員（人）			待機児童（人）
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
27	60	65	125	6,596	5,285	11,881	176
28	60	75	135	6,621	6,120	12,741	166
29	60	79	139	6,715	6,586	13,301	48
30	60	89	149	6,763	7,124	13,887	79
31	60	105	165	6,769	7,991	14,760	14

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成を行っている。30年度は、約19億1,597万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、保護者の負担力に応じて保育料を設定し、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

全ての私立幼稚園では、保育が必要な在園児を対象とした、幼稚園教育時間の前後に、園内での預かり保育を実施している。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。30年4月からは、在園児を対象とした幼稚園教育時間後の預かり保育を実施している。

このほか、30年4月から、待機児童対策の一環として、区立幼稚園の余裕教室を活用した3歳児1年保育を実施している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

幼児数・幼稚園児数 31年5月1日現在

保育所入所者数 31年4月1日現在

区分	3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼児	5,947 (100)	6,141 (100)	5,896 (100)	17,984 (100)
幼稚園児数	区立3園	—	129 (2.1)	135 (2.3)
	私立39園	2,879 (48.4)	3,080 (50.2)	3,102 (52.6)
	計	2,879 (48.4)	3,209 (52.3)	3,237 (54.9)
区立・私立保育所 入所者数 計	2,705	2,651	2,502	7,858
幼稚園・保育所 合計	5,584	5,860	5,739	17,183

●練馬こども園

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、つぎの3つの取組を行う私立幼稚園を区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」として認定している。31年4月1日現在、認定園16園、定員1,365人となっている。

練馬こども園が3歳児以降の保育の受け皿となることで、待機児童解消に貢献するとともに、園児確保につながっている。

1 長時間預かり保育の拡大

通常の保育を行う日に加え、夏休みなど長期休業中も11時間保育を実施する。

※令和元年度から保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、11時間の預かり保育（標準型）に加え、新たな仕組みとして短時間型（9時間型）および低年齢型（0～2歳児）を創設する。

2 認証保育所等との提携

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などとの間で、卒園児受入れに関する提携に努める。

3 教育・保育の質の更なる向上

幼稚園と保育所の間での職員交流や合同研修への参加などを実施している。